

## 奈留観光案内業務（奈留島港） 公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の目的

奈留島の玄関口となる奈留島港ターミナルビル内において、観光客への観光案内及び情報提供を行う。また、観光窓口の一元化を図り、観光客など利用者の利便性の向上を図る。

### 2 業務期間 令和6年4月22日（月）～令和7年3月31日（月）

### 3 業務場所 奈留島港ターミナルビル内（奈留インフォメーションセンター） 所在地：五島市奈留町泊198番地11

### 4 業務概要

#### （1）業務内容

- （ア）五島市内の観光案内及び観光情報の提供
- （イ）窓口業務における問い合わせ及び苦情対応
- （ウ）五島市観光に関するニーズの把握
- （エ）観光パンフレット等の設置及び管理
- （オ）江上天主堂に係る拝観案内等（長崎のインフォメーションセンターへの照会）
- （カ）市が指定する軽作業

#### （2）窓口開所日時

（ア）窓口案内人最低1名を配置

（イ）開所時間等

- ① 通常期（4月～6月・10月～3月）の勤務時間は8時30分から15時30分までとする。

ただし、繁忙期（7月～9月）の勤務時間は7時30分から15時30分までとする。

- ② 案内所定休日はなしとする。

ただし、ターミナル閉館時はその限りでない。

#### （3）委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

2, 851, 200円

#### （4）貸出備品

- （ア）受注者が使用できる備品及び管理を委託する備品は別紙1に掲げるとおりとし、受注者はこれを無償で使用できる。
- （イ）別紙1に掲げる備品以外で、業務の運営に必要な備品は、受注者が準備すること。

### 5 応募に関する事項

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- （ア）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していない、あるいは役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。
- （ウ）五島市内に事務所等を有していること。

## 6 企画提案書について

### (1) 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 企画提案書（様式2）
- (ウ) 企画提案者に関する調書（様式3）
- (エ) 業務実施体制調書（様式4）
- (オ) 企画提案書類（任意様式）

企画提案書には、インバウンド対応が対応可能か明記すること  
可能な場合は、対応可能な言語を記載すること

- (オ) 見積書（税込み）※任意様式
- (カ) 暴力団等排除に関する誓約書

### (2) 参加申込書（様式1）提出期限

令和6年4月12日（金） 12：00必着

（持参、書留郵便又は配達証明できるものに限る）

※FAX、電子メールでの提出は受け付けない。

### (3) 企画提案書（様式2～4、企画提案書類、見積書）提出期限

令和6年4月12日（金） 12：00必着

（持参、書留郵便又は配達証明できるものに限る）

※FAX、電子メールでの提出は受け付けない。

### (4) 参加申込書及び企画提案書提出場所

〒853-2201

五島市奈留町浦1815-3

五島市奈留支所 地域振興班

電話：0959-64-3117

### (5) 書類等の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (イ) 提出された書類は、五島市情報公開条例（平成16年8月1日条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、第三者に開示する場合がある。
- (ウ) 企画提案については1提案とする。
- (エ) 提出後の差し替えは受け付けない。

## 7 質疑と回答

### (1) 質問書（様式5）提出期限

令和6年4月5日（金） 12：00必着

（持参、郵送、FAX又は電子メールにて受付とする。）

※FAX、電子メール送信の際は、「10 問合せ先」担当へ連絡すること。

### (2) 回答は、五島市まるごと（<https://www.city.goto.nagasaki.jp/>）へ掲載する。

質疑内容によっては、回答を控える場合がある。

## 8 審査に係る事項

### (1) 審査方法

- (ア) 企画提案書を基にあらかじめ設定した審査基準に沿って、審査員が評価・採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。

(イ) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

(ウ) 提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には再度、公募を実施する。

## (2) 審査基準

(ア) 事業者の適格性

①業務を遂行する能力があるか。また、そのための体制が整っているか

②総括責任者の資格・実績、類似業務の実績等

(イ) 企画提案書の内容

①事業趣旨に沿った提案であるか

②五島市内の観光について、十分な知識を有しているか

③その他魅力的な取り組みの提案があるか

(ウ) 見積もり

①見積もり金額とその妥当性

## (3) 審査の日時

令和6年4月16日(火) 予定

## 9 審査結果

審査結果は、審査会終了後に、全ての参加者に通知文書を発送する。

なお、審査結果について五島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は開示の対象となる。

## 10 契約の締結

(1) 審査会を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、業務契約を締結する。

(2) 審査会後に書類等の虚偽、又は不正等が発覚した場合は失格とする。

(3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。

## 11 その他

(1) 参加申込書の提出後、都合により辞退する場合は、速やかに書面により辞退届(様式自由)を提出すること。

(2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。

(ア) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(イ) 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

## 12 問合せ先

五島市奈留支所 地域振興班 担当：谷川

TEL：0959-64-3203

FAX：0959-64-4181

E-Mail：naru@city.goto.lg.jp

別紙 1

貸出備品等

備品等名	数量	備考
机	2 台	
イス	2 脚	
パソコン	1 台	
電話	1 台	
キャビネット	2 台	
ごみ箱	1 台	